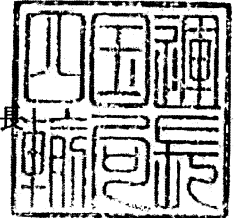


四運自旅第1232号
四運自貨第144号
四運自監第143号
四運技整第264号
四運技安第173号
令和5年11月22日

四国トラック協会連合会会長 殿

四国運輸局長



降積雪期における輸送の安全確保の再徹底等について

降積雪期における輸送の安全確保については、例年より各事業者団体に対し、傘下会員への周知徹底を依頼しているところです。

そのような中、令和3年12月及び令和4年12月に、それぞれ四国運輸局管内の大型事業用自動車の立ち往生をきっかけとした渋滞及び車両滞留の事案が発生し、このときの当該事業用自動車は、タイヤチェーン未装着または冬用タイヤ未装着であったとの報告を受けております。

降積雪期対策については、国土交通省では「気象予報や路面の状況、降雪状況等を勘案しつつ、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底すること」を求めていることから、当該事案の発生は大変遺憾に感じております。

つきましては、本年も降積雪期が近づいてきたことから、貴会傘下会員に対し、あらためて降積雪期対策の徹底を周知いただくとともに、特に下記の事項については重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、冬用タイヤ未装着等により事業用自動車が出発した場合は、運送事業者に対する監査を行い、輸送の安全を確保するための措置が不十分と判断されれば、行政処分の対象となることを申し添えます。

あわせて、トラック運送事業においては、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても、安全な輸送を行うことができない状況にもかかわらず荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、四国運輸局又は最寄りの運輸支局にその旨通報いただきますよう、周知方お願いします。

記

1. 大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を十分に確認すること。